

令和 8 年 4 月 21 日

一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和8年4月21日

一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中野正康

一宮市規則第20号

一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則の一部を改正する規則

一宮市会計管理者の補助組織の設置に関する規則(平成5年一宮市規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(会計管理者の職務代理_____) 第6条 法第170条第3項の_____会計管理者の職務を代理する職員は、 <u>会計課長</u> _____とする。	(会計管理者の職務代理の順序) 第6条 法第170条第3項の <u>規定による</u> 会計管理者の職務を代理する職員 <u>の順序は、次のとおりとする。</u> 第1順序 <u>会計課長</u> 第2順序 <u>会計課専任課長</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。